

○東京経済大学大学院学費取扱規程

2004年4月1日

制定

改正 2008年4月1日

2009年4月1日

2012年4月1日

2021年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、東京経済大学大学院学則に基づき、学費の取扱について定めるものとする。

(学費の定義)

第2条 この規程でいう学費とは、入学金、授業料、教育充実費、在籍料（休学者を対象とする。）をいう。

(学費の収納)

第3条 学費の収納は、銀行振込により行う。

(学費の納期)

第4条 学費の納期は、大学院学則により第一納期を4月1日から4月15日まで、第二納期を9月16日から9月末日までとする。

2 前項の定めにかかわらず学費の年額を一括して第一納期に収納することができる。

3 入学時納入金〔入学金、第一納期の授業料・教育充実費（秋入学者は入学金、第二納期の授業料・教育充実費）〕は、その手続期間に収納する。

(学費未納による退学の取消における納期)

第5条 学費未納による退学の取消における納期は、大学院学籍取扱規程第16条によるものとする。

(学費の延納)

第6条 第4条第1項の定めにかかわらず、やむを得ない事情があるときは願い出により延納を認めることができる。ただし、在籍料の延納は認めない。

2 延納の時期は、第一納期については8月末日、第二納期については2月末日まで認める。

(学費の督促)

第7条 納期までに学費を納入しないときは、延納を許可した者を除き、各納期後2カ月以内に第一回目の督促を、さらに1カ月後に第二回目の督促を行う。

(休学者の学費)

第8条 休学者は、学費として在籍料を納入するものとし、願い出の日により次のとおりとする。ただし、この取扱いは、入学時には適用しない。

区分	願い出の日	4月15日まで	4月16日～5月末日まで
通年休学者		授業料及び教育充実費年額を免除する。ただし、在籍料年額を徴収する。	第二納期分の授業料及び教育充実費を免除する。ただし、第二納期分の在籍料を徴収する。
第一学期休学者		第一納期分の授業料及び教育充実費を免除する。ただし、第一納期分の在籍料を徴収する。	第一納期分の授業料及び教育充実費の免除は行わない。
区分	願い出の日	9月末日まで	10月1日～11月15日まで
第二学期休学者		第二納期分の授業料及び教育充実費を免除する。ただし、第二納期分の在籍料を徴収する。	第二納期分の授業料及び教育充実費の免除は行わない。

(願い出による退学者の学費)

第9条 願い出による退学を許可するときは、願い出の日が4月16日以降（新入生については4月1日以降）の場合は、第一納期の学費（新入生については入学時納入金）を徴収する。また、10月1日以降（新入生については9月16日以降）の場合は第二納期の学費（新入生については入学時納入金）を徴収する。

(除籍者の学費)

第10条 死亡又は行方不明の届け出による除籍のときは、届け出の日が4月16日以降（新入生については4月1日以降）の場合は、第一納期の学費（新入生については入学時納入金）を徴収する。また、10月1日以降の場合は、第二納期の学費を徴収する。

- 2 秋入学の新入生については、入学時納入金を徴収する。
- 3 前項の定めにかかわらず、除籍者の未納学費は事情により免除することができる。

(留年者の学費)

第11条 留年者の学費は、授業料については次の額とし、その他の学費については前年度の額とする。

- (1) 在籍期間に、授業料が改定される者  
前年度の額に、授業料の改定増額を加えた額とする。
- (2) 在籍期間に、授業料が改定されない者  
前年度の額とする。

(9月卒業者の学費)

第12条 9月卒業者の学費は、当該学生が納入すべき学費年額の2分の1の額とする。

(秋入学者の学費)

第13条 秋入学者の入学時及び在学中の学費は、同一年度4月入学者と同額とする。

(本学卒業生の学費)

第14条 本学卒業生の学費は、次のとおりとする。

		修士課程へ入学	博士後期課程へ入学
本大学学部 卒業生	入学金	当該年度新入生が納入すべき額の1/2	当該年度新入生が納入すべき額の1/2
	授業料 教育充実費	当該年度新入生が納入すべき額	当該年度新入生が納入すべき額
本大学院修 士課程修了 者	入学金	当該年度新入生が納入すべき額の1/2	免除
	授業料 教育充実費	当該年度新入生が納入すべき額	当該年度新入生が納入すべき額

(再入学者の学費)

第15条 再入学者の学費は、次のとおりとする。

- (1) 入学金  
当該研究科の新入生が納付すべき額の2分の1とする。
- (2) 授業料及び教育充実費  
当該研究科の新入生が納付すべき額とする。
- (3) 在籍料  
在籍料については当初の入学年度に従い、別に定める額とする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、大学運営会議の議を経て学長が行う。

付 則

この規程は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、2008年（平成20年）4月1日から改正施行する。
- 2 この規程は、2008年度（平成20年度）入学生から適用する。

付 則

この規程は、2009年（平成21年）4月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、2012年（平成24年）4月1日から改正施行する。

付 則

この規程は、2021年（令和3年）4月1日から改正施行する。